

# 目 次

## 第 1 部 総 則

第 1 章	計画の目的、位置づけ	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	計画の修正	2
第 4 節	他の計画との関係	2
1	国、県等の計画との関係	2
2	町の総合計画との関係	2
3	町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係	2
第 5 節	計画の周知	2
第 6 節	計画の習熟	2
第 2 章	湯河原町の自然的、社会的条件	3
第 1 節	自然的条件	3
1	位置と地勢	3
2	気象	3
3	地質・地盤	3
4	活断層	3
第 2 節	社会的条件	4
1	人口	4
2	土地利用	4
3	交通	4
4	都市構造	4
第 3 節	過去の災害履歴	5
1	地震災害	5
2	近年における主な風水害	6
第 3 章	地震被害想定	7
第 1 節	被害想定条件	7
1	想定地震	7
2	想定条件	9
3	想定結果	9
第 2 節	想定される災害に対しての計画	14
第 3 節	地震災害予防計画・応急対策計画策定のための条件	14
1	短期的目標（5 か年以内）	14
2	中期的目標（10 か年以内）	14
3	長期的目標（10 か年超）	14
第 4 章	計画の推進主体とその役割	16
第 1 節	防災関係機関の実施責任	16
1	町	16

2	県	16
3	指定地方行政機関	16
4	指定公共機関及び指定地方公共機関	16
5	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	16
第2節	住民等の責務	17
1	住民	17
2	企業	17
3	災害ボランティア	18
<b>第5章</b>	<b>防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>19</b>
第1節	町の防災組織	19
1	湯河原町	19
2	湯河原町防災会議	19
3	湯河原町災害対策本部	19
第2節	県の出先機関等	20
1	県西地域県政総合センター	20
2	小田原保健福祉事務所	20
3	小田原土木センター	20
4	小田原警察署	20
第3節	指定地方行政機関	21
1	農林水産省関東農政局神奈川支局	21
2	第三管区海上保安本部	21
3	東京管区气象台（横浜地方气象台）	21
4	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	22
5	関東財務局（横浜財務事務所）	22
6	関東総合通信局	22
7	神奈川労働局	22
第4節	指定公共機関及び指定地方公共機関	23
1	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	23
2	東日本電信電話株式会社神奈川事業部	23
3	東京電力株式会社小田原支社	23
4	中日本高速道路株式会社	23
5	一般社団法人神奈川県トラック協会	23
6	日本赤十字社神奈川県支部	23
7	日本銀行横浜支店	23
8	日本郵便株式会社湯河原郵便局	24
9	バス機関（伊豆箱根バス株式会社、箱根登山バス株式会社等）	24
10	湯河原瓦斯株式会社	24
第5節	公共的団体	24
1	J Aかながわ西湘農業協同組合	24
2	湯河原町商工会	25
3	医療機関等	25
4	小田原医師会湯河原班・小田原歯科医師会・小田原薬剤師会	25
5	社会福祉施設・児童福祉施設	25

6	金融機関	25
7	幼稚園・保育園・小学校・中学校	25
8	福浦漁業協同組合	25
9	湯河原温泉旅館協同組合	26
10	自主防災組織	26
第6節	自衛隊	26

## 第2部 地震災害予防計画

第1章	都市の安全性の向上	27
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	27
1	湯河原町都市防災基本計画	27
2	都市計画法に基づく準防火地域の指定における防災対策の推進	27
3	開発許可にかかわる安全性の配慮	28
第2節	防災空間の整備等	28
第3節	公共施設等の安全対策	28
1	道路及び橋りょうの整備	28
2	ヘリポート・港湾施設の整備等	28
第4節	土砂災害対策	28
1	土砂災害危険箇所の調査・把握	29
2	警戒避難体制の整備	29
第5節	ライフラインの安全対策	30
1	上下水道施設	30
2	電気、ガス、電話・通信施設	30
第6節	液状化対策	30
第7節	危険物施設等の安全対策	30
第8節	建築物の安全確保対策	31
第9節	出火予防対策	31
第2章	津波・高潮の対策	32
第1節	津波・高潮対策	32
1	本町の現状	32
2	河川、流域等の整備	32
3	海岸保全施設等の整備	33
4	伝達体制等の整備	33
5	避難施設の整備等	33
6	避難対策	33
7	要配慮者対策	34
8	津波に関する知識の普及	34
9	津波訓練の実施	34

## 第3部 地震災害応急対策計画

第1章	災害時応急活動事前対策	37
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	37
1	県防災行政通信網FAX	38
2	県災害情報管理システム	38
3	防災行政無線	38
4	FM放送	38
5	インターネット	39
6	湯河原町テレホンサービス	39
7	安否確認システム	39
8	日本郵便株式会社湯河原郵便局における広報活動の実施	39
9	緊急放送	39
10	公用車による広報活動	39
11	アマチュア無線団体	40
12	タクシー無線	40
13	漁業用無線	40
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	40
1	組織体制の拡充	40
2	町及び防災関係機関の組織体制の充実等	41
3	業務継続体制の確保	41
第3節	救助・救急、消火活動体制の拡充	41
1	消防力の強化	41
2	救援活動用設備等の整備	42
第4節	避難対策	42
1	避難場所等の種別と役割	42
2	避難場所等の確保及び整備	44
3	避難計画の策定	45
4	避難所の運営	45
5	住民への周知	45
6	避難訓練	45
7	帰宅困難者（滞留者）等対策	45
8	応急仮設住宅	46
9	ペット対策	46
第5節	要配慮者に対する対策	48
1	要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成	48
2	避難行動要支援者名簿の更新と情報共有	49
3	避難対策	49
4	避難支援	50
5	社会福祉施設等の対策	50
6	カウンセラーの育成	51
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	51
1	備蓄物資の基本的な考え方	51

2	食料、飲料水	51
3	生活必需品	53
4	医薬品及び医療用資器材	53
5	資機材等	53
第7節	医療・救護・防疫対策	54
1	医療活動拠点と救護活動の体制	54
2	広域火葬体制の強化	54
3	防疫（感染症）対策	54
4	保健福祉事務所との連携	55
第8節	文教対策	55
1	教育施設及び通学路等の安全性の確保	55
2	防災資機材等の整備	55
3	学校防災計画の充実	55
4	防災教育の充実	56
5	防災訓練	56
6	文化財の保護	56
第9節	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策	56
1	路線の多重性・代替性の確保	56
2	輸送路情報伝達方法の拡充	57
3	緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進	57
4	ヘリポート等の整備	57
5	復旧資機材の備蓄と整備	58
第10節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	58
1	応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成	58
2	災害補償制度の維持と資機材の整備	59
3	判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成	59
4	相互支援の体制整備	59
5	応急修理	59
第11節	ライフラインの応急復旧対策	59
1	上水道対策	59
2	下水道対策	60
3	電気及びガス対策	60
4	電話・通信対策	60
第12節	広域応援体制等の拡充	61
1	陸上自衛隊の災害派遣等担任部隊	61
2	応援受入体制の確立	61
3	情報の共有化等	62
4	応援機関との連携の強化	62
5	ボランティアの受入体制の整備	62
第13節	自主防災組織の充実	63
1	自主防災組織の育成等	63
2	消防団の機能強化	63
3	災害ボランティアの養成及び支援	63
4	企業の防災力向上	64

第14節	防災知識の普及	64
1	町職員に対する普及	64
2	住民に対する普及	64
3	社会福祉施設における防災教育の推進	65
4	液状化対策及び耐震診断・耐震改修の普及啓発	65
5	帰宅困難者に関する普及啓発	65
6	東海地震対策の普及啓発	66
第15節	防災訓練の実施	66
<b>第2章</b>	<b>災害時の応急活動対策</b>	<b>67</b>
第1節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	67
1	災害情報等の収集・伝達	67
2	災害対策本部設置のための事前配備体制	68
3	災害発生直後の被害情報の収集	70
4	災害対策本部の設置	71
5	災害広報の実施	77
6	通信手段の確保	77
第2節	救助・救急、消火及び医療救護活動	79
1	救助・救急、消火活動	79
2	医療救護活動	80
3	医薬品等の確保	80
4	救護所の設置	80
5	重傷病者の搬送及び収容	80
第3節	避難の勧告または指示	82
1	避難行動（安全確保行動）の考え方	82
第4節	避難所の開設・運営	83
1	避難所の開設	83
2	避難路の通行確保と避難誘導	85
3	帰宅困難者（滞留者）等への対応	85
4	応急仮設住宅等	86
5	要配慮者への配慮	86
6	避難に際して住民が留意すべき事項	87
7	罹災者の他地区への移送	87
第5節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	87
1	保健衛生	88
2	防疫対策	89
3	行方不明者の捜索、遺体の処理等	90
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	92
1	飲料水及び生活用水の確保・供給	92
2	食料の調達・供給	93
3	生活必需物資等の調達・供給	93
第7節	文教対策	94
1	生徒等の保護対策	94
2	応急教育対策	95

第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	97
1	交通の確保	97
2	緊急輸送路等の交通確保の措置	98
3	輸送対象の想定	99
4	緊急通行車両の確認手続	99
5	障害物の除去	100
第9節	警備・救助対策	101
1	陸上における警備・救助	101
2	海上における警備・救助	102
第10節	ライフラインの応急復旧活動	104
1	上水道施設（水道事業者）	104
2	下水道施設	104
3	電力施設（東京電力（株）小田原支社）	104
4	ガス（湯河原瓦斯（株））	105
5	電話・通信（東日本電信電話（株）神奈川事業部 等）	105
第11節	広域的応援体制	106
1	受援計画	106
2	応援要請	106
3	調整会議	106
4	応援部隊の活動拠点等の指定	107
5	ヘリポートの開設	107
6	海上輸送の活用	107
7	通信・連絡手段の確保	107
8	救助・消火活動	108
9	医療活動	108
10	輸送活動	108
11	物資調達	109
12	関係機関等への応援要請	109
13	応援計画	110
14	応援対策本部	111
15	応援期間	111
16	経費の負担	111
第12節	災害救助法関係	111
1	災害救助法の適用基準	111
2	災害救助法の適用手続	112
3	救助の種類	112
4	義援物資及び義援金	113
5	災害弔慰金等	114
第13節	災害ボランティア活動への支援	114
1	ボランティアの受入れ	114
2	ボランティア事務局	114
3	活動拠点の設置	114
4	ボランティアの派遣要請等	115
5	ボランティアへの活動要請の範囲	115

6	ボランティア活動の支援	115
7	ボランティアの活動期間	115
第14節	二次災害の防止活動	115
1	消防活動	115
2	人命救助の活動	118
3	応急危険度判定	118
4	被害家屋の調査	121
5	被災宅地の調査	121
6	応急危険度判定結果の表示	121
7	被災家屋の応急修理	121
8	応急仮設住宅の建設等	122
9	公共施設の機能確保	122
10	土砂災害対策	122
11	爆発等及び有害物質による二次災害対策	122
第15節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	123
1	被災者等への情報提供	123
2	災害相談対策	123
3	物価の安定、物資の安定供給	123
第16節	津波対策	124
1	津波警報等の種類	124
2	津波情報等の受理伝達	124
3	避難の勧告、指示	125
4	その他防災関係機関の措置	125

## 第4部 風水害等災害予防計画

第1章	都市の安全性の向上	127
第1節	計画的な土地利用と市街地整備	127
第2節	治水対策	127
1	安全性に配慮した行政指導	127
2	浸水想定区域における対策	127
3	地下施設等における被害軽減対策	127
4	地下等における浸水の危険性の周知、啓発	128
第3節	河川改修	128
1	改修の整備目標雨量	128
2	主要河川の改修	128
第4節	下水道整備（雨水）	128
第5節	水害予防施設の維持補修	128
第6節	土砂災害対策	128
第7節	建築物の安全確保	128
第8節	地盤沈下の防止	129
第9節	ライフラインの安全対策	129



## 第5部 風水害等災害応急対策計画

第1章	災害時応急活動事前対策	131
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	131
1	災害時の通信手段等の確保	131
2	災害情報受伝達の一層の強化	131
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	131
第3節	救助・救急、消火活動体制の拡充	131
1	水防力の強化	131
2	救援活動用設備等の整備	131
3	水防資機材の整備	131
第4節	避難対策	132
第5節	要配慮者に対する対策	132
第6節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	132
第7節	医療・救護・防疫対策	132
第8節	文教対策	132
第9節	緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策	132
第10節	ライフラインの応急復旧対策	132
第11節	広域応援体制等の拡充	132
第12節	自主防災組織の充実	133
第13節	防災知識の普及	133
第14節	防災訓練の実施	133
第2章	災害時の応急活動計画	134
第1節	災害発生直前の対策	134
1	警戒及び注意の喚起	134
2	災害未然防止活動	134
3	避難のための立ち退き等	134
4	避難所の開設	137
第2節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	137
1	警報・注意報の受理・伝達	137
2	災害情報等の収集・伝達	142
3	災害対策本部設置のための事前配備体制	142
4	災害発生直後の被害情報の収集	142
5	災害対策本部の設置	143
6	災害広報の実施	143
7	通信手段の確保	143
第3節	水防対策	143
1	町の水防事務区域	143
2	監視警戒	143
3	水防警報	144
4	通信連絡体制	145
5	水防状況報告	145

第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	145
第5節	避難所の開設・運営	145
第6節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	145
第7節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	145
第8節	文教対策	146
第9節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	146
第10節	警備・救助対策	146
第11節	ライフラインの応急復旧活動	146
第12節	広域的応援体制	146
第13節	災害救助法関係	146
第14節	災害ボランティア活動への支援	146
第15節	二次災害の防止活動	146
第16節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	147
第17節	災害廃棄物等の処理対策	147

## 第6部 特殊災害対策計画

第1章	計画の目的	149
第2章	火山災害対策	150
第1節	計画の概要	150
第2節	噴火警報等の種類・噴火警戒レベル	150
第3節	防災知識の普及	154
第4節	災害情報等の収集・伝達	154
第5節	活動体制の確立	155
第6節	広報・避難対策	155
第7節	救助・救急、消火及び医療救護活動	156
第8節	交通の確保	156
第9節	噴出物、降灰等の処理	156
第3章	油流出等海上災害対策	157
第1節	計画の概要	157
第2節	防除資機材の整備	157
第3節	災害情報等の収集・伝達	157
第4節	三浦半島・相模湾排出油等防除協議会への参画	157
第5節	発災直後の情報収集・連絡	157
第6節	沿岸住民への周知	158
第7節	避難対策	158
第8節	救助・救急	158
第9節	沿岸漂着油の回収	158
第10節	特定非営利活動法人神奈川県水難救済会の措置	159
第4章	大規模火災対策	160

第1節	計画の概要	160
第2節	事前対策	160
1	消防用設備等の整備、維持管理	160
2	建築物の防火管理体制	160
3	建築同意制度の活用	160
4	予防査察等による指導	160
第3節	災害情報等の収集・伝達	161
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	161
第5節	避難対策	161
第6節	災害対策本部の設置	161
第7節	交通の確保	161
<b>第5章</b>	<b>林野火災対策</b>	<b>162</b>
第1節	計画の概要	162
第2節	事前対策	162
第3節	災害情報等の収集・伝達	162
第4節	救助・救急、消火及び医療救護活動	162
第5節	避難対策	162
第6節	災害対策本部の設置	163
第7節	交通の確保	163
第8節	二次災害の防止	163

## 第7部 復旧・復興対策計画

<b>第1章</b>	<b>復旧・復興対策の実施</b>	<b>165</b>
第1節	復興体制の整備	165
1	復興計画策定に係る庁内組織の設置	165
2	人的資源の確保	165
第2節	復興対策の実施及び復興計画の策定	166
1	復興に関する調査	166
2	復興計画の策定	167
第3節	市街地復興	168
1	都市復興基本方針の策定	168
2	復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定	168
3	建築制限の実施	169
4	都市復興基本計画の策定、事業実施	169
5	仮設市街地対策	169
6	住宅対策	169
第4節	都市基盤施設等の復興対策	169
1	被災施設の復旧等	170
2	応急復旧後の本格復旧・復興	170
第5節	生活再建支援	171
1	被災者の経済的再建支援	171

第6節	地域経済復興支援	175
1	地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施	175
2	金融・税制面での支援	175
3	事業の場の確保	175
4	農林水産業者に対する支援	176
第7節	計画・復旧状況に関する情報提供	177

## 第8部 東海地震事前対策計画

第1章	計画の目的	179
第1節	東海地震に関する事前対策の目的	179
第2章	予防対策	181
第1節	緊急整備事業	181
第2節	地震防災応急計画の作成義務	181
第3節	東海地震に関連する情報に関する知識の普及	182
第3章	警戒宣言発令時対策	183
第1節	東海地震に関連する情報が発表されたときの対応	183
第2節	警戒宣言が発せられたときの対応	184
1	町警戒本部の設置	184
2	町警戒本部の設置場所	186
3	町警戒本部の業務	186
4	町警戒本部配備要員の参集	186
第3節	警戒宣言前の準備行動	189
第4節	東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達	189
1	東海地震に関連する情報の伝達	189
2	警戒宣言の伝達	190
3	警戒宣言の住民に対する伝達手段	191
第5節	広報対策	191
第6節	警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	192
第7節	事前避難対策	192
1	対象地区の指定	192
2	事前避難経路設定	192
3	事前避難体制の確立	192
4	避難勧告又は指示	193
5	避難誘導	193
6	滞留者対策	193
7	避難後の措置	193
第8節	火災、救急救助、津波対策	194
1	火災の防止等	194
2	津波被害の防止	194
3	消防配備体制	194

4	消防対策本部の設置と運用等	194
第9節	町が管理又は運営する施設・設備等に関する対策	195
1	施設・設備の点検	195
2	不特定かつ多数の者が出入りする施設等への対策	195
3	緊急の措置	195
第10節	警備対策	196
1	警察署の実施する対策の基本方針	196
2	警備体制の確立	196
3	警察署長の実施する地震防災応急対策	196
第11節	道路・交通対策	197
1	交通規制措置	197
2	運転者のとるべき措置	198
第12節	緊急輸送対策	198
1	緊急輸送の実施	198
2	緊急輸送路等の確保	199
3	緊急輸送車両等の確保	199
4	緊急輸送車両の確認手続	200
第13節	鉄道等の公共交通対策	201
1	鉄道	201
2	路線バス	201
第14節	生徒等保護対策	201
1	避難誘導対策	201
2	園又は学校の対応	202
3	教職員の対処、指導基準	202
4	登下校時、在宅時に警戒宣言が発令されたときの対策	202
第15節	医療機関、福祉施設対策	203
1	医療機関の対策	203
2	社会福祉施設の対策	204
第16節	ライフラインの安全対策	204
1	上下水道施設	204
2	電気、ガス施設関係	205
3	通信施設関係	205
第17節	金融機関の措置	205
1	民間金融機関にかかる措置	205
第18節	事業所等の措置	206
1	警戒宣言が発令されたときの対応	206
2	事業所等の従業員の帰宅措置	206
第19節	自主防災組織・各家庭の対策	207
1	自主防災組織の本部の設置	207
2	情報の収集・伝達	207
3	初期消火の準備	207
4	防災用資機材等の配備・活用	207
5	家庭内の対策	207
第20節	救援対策等	208

1	食料	208
2	給水	208
3	生活必需物資等	208
4	物価高騰の防止等のための要請	208
5	ペット対策	208
第 21 節	警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	209
第 22 節	東海地震に係わる防災訓練	209